

処分基準

平成18年11月30日作成

法令名	: 道路交通法
根拠条項	: 第51条の9
処分概要	: 登録法人に対する適合命令
原権者(委任先)	: 青森県公安委員会
法令の定め:	
処分基準:	<p>登録法人に法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。</p> <p>なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。
問い合わせ先	: 青森県警察本部交通部交通指導課 017-723-4211
備考:	